

いつでも どなたでも 加入できます

東御市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡・
埴科郡・上高井郡・下高井郡・
上水内郡・下水内郡の市町村に
住民登録のある方なら、
いつでもどなたでも加入できます。
ご家族そろって加入しましょう！

加入
受付中



見舞金

全国
トップ
レベル

令和3年度の事故から

最高 **200** 死亡 万円

になりました

掛金 (年額)

一般 **400** 円

中学生以下 **200** 円

通院
(入院) **2日目から!**

交通事故で死傷した場合に見舞金をお支払いします

詳しくは裏面をご覧ください

令和3年度

わたしたちの市町村の

交通災害共済

に加入しましょう

加入のお申込み・お問い合わせは、居住地の市役所・町村役場へ

交通災害共済制度のご案内



この交通災害共済は、東北信22市町村が共同で行っている共済です。
交通事故は、いつご自身やあなたのご家族にふりかかってくるかわかりません。
もしものときのためにご家族みなさんで加入しましょう。

※大学生などの被扶養者で就学のため自宅から離れて居住し、住所を移して出られている方も加入できます。

加入できる方

東御市・小海町・佐久穂町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村・軽井沢町・御代田町・立科町・長和町・青木村・坂城町・小布施町・高山村・山ノ内町・木島平村・野沢温泉村・信濃町・飯綱町・小川村・栄村に住民登録されている方

掛金について (年額)

400円(中学生以下200円)



申込み方法

各市町村によって加入方法が異なりますので、市役所・町村役場の担当課までお問い合わせください。

対象となる交通事故

- ①運行中の自動車・バイク・乗用トラクター・自転車・車いす・小児用三輪車・シニアカー・電車等の乗車中における事故(転倒含む)
 - ②歩行中に上記の車両と接触した等の事故
- ※上記交通事故の発生場所は、国内の道路上での事故が対象となります。※加入期間中の事故が対象となります。

請求期限

事故日から起算して**2年以内**となります。
※請求期間経過後の請求は、無効になります。



交通事故にあったら

すぐに警察署に届け出て、市役所、町村役場の担当課に請求のご相談をしてください。

交通災害共済 Q&A

- Q 自転車の運転中に転倒してけがをした場合、見舞金の対象になりますか？
- A 道路上で自転車運転中の転倒によりけがをした場合は対象となります。ただし、自転車を押して歩いていた場合は、法律上、歩行者扱いとなるため、対象にはなりません。
※自転車の事故でも、警察に届出をすれば交通事故証明書の交付を受けることができます。
- Q 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した場合はどうなりますか？
- A 共済期間中に他県又は県内の他市町村に転出した後でも、共済期間の満了までは有効となります。交通事故によりけがをした場合の請求手続きは、加入された市役所・町村役場が窓口になりますのでご注意ください。

見舞金請求 手続きについて

下記の書類を持って、ご加入いただいた市町村窓口で請求してください。

- 加入者証兼領収証(事故日の当該年度のもの)
- 交通事故証明書【自動車安全運転センター所長発行のもの】
※この事故証明書(受傷した会員の氏名が記載されているもの)が提出できない場合は所定の証明書
- 医師等の診断書(入院日のわかるもの)
- 共済見舞金受取人名義の口座のわかるもの

対象と ならない事故

- 自殺、飲酒運転、無免許運転、重大な過失
- シニアカー、車いす等の事故で明らかに対象外とされる方の事故
- 歩行中の単独事故(石につまづき転倒した等)
- 停車中の車両からの乗降の際に転倒しけがをした場合
- 車両のドアや窓に手足等を挟んでけがをした場合
- 一般の人や車両の通行が認められていない場所における事故(家の敷地内・田畑等)
- 天災、交通違反等による事故は見舞金の支払いが制限されます。



共済見舞金

種別	区分及び算定	共済見舞金の額	
死亡見舞金	死亡の場合	2,000,000円	
傷害見舞金	傷害基礎見舞金	20,000円	
	入院1日当たり	2,000円	
	通院1日当たり	1,000円	
障害見舞金	障害者手帳等 (植物症は1級、2級 と同等)	1級、2級	1,000,000円
		3級	600,000円
		4級	250,000円

- (注) この表の傷害見舞金については次のように計算します。
1. 入院をされた場合、傷害基礎見舞金に入院の金額を加算します。
2日以上の入院が支給対象となります。
 2. 傷害見舞金の支給上限は40万円です。(障害見舞金との併給可)
 3. 事故が原因で入院され死亡した場合、最初に傷害見舞金を受給したときは、死亡見舞金から傷害見舞金等を除いた金額をお支払いします。
 4. はり、灸、マッサージなどの健康保険適用外治療は、主治医師の同意書がある場合のみ見舞金をお支払いします。
 5. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とします。
 6. 共済見舞金のほかに、原本に限り、交通事故証明書600円、診断書にあっては、2通までを対象に実費(上限5,000円/1通)をお支払いします。診断書料の金額の分かるものが必要です。
※令和3年4月以降の事故に対しギプス加算はなくなりました。
※上記共済見舞金は、令和3年4月1日以降に発生した交通事故から適用となります。

○加入申込書は、個人情報流出防止のため関係機関にて打ち出しを行っておりますが、次年度から打ち出しを希望されない方は市役所、町村役場の担当課までお申し出ください。

東北信市町村交通災害共済事務組合 〒380-0871 長野市西長野加茂北143-8
長野県自治会館3階 TEL.026-234-8018